

◆第9話◆ 資料公開と資料集

「公文書等の管理に関する法律」が制定されたのは、平成 21（2009）年 7月1日（法律第66号）である。

近年、我が国の大学は、大学文書館であるとか、史（資）料室、史資料センターなどと命名した組織を設置するようになった。設置され始めたころのこの組織は、自校史編纂が終了した後、収集した史資料を保管管理するという目的が主なものであった。自校史編纂は、相当多量の紙資料を蓄積する。10年おきに自校史編纂が行われることが多くなっている現状からみて大学は、収集史資料を保存管理しておくことが非常に大切な仕事である。

大量に収集した史資料は、整理して体系的に編集することで『資料集』となる。編集という作業を経ない史資料は、あくまで資料である。解説分析を経て、史料ということになる。本に編む場合は、広い解釈で、『資料編』『史料編』（以下、「資料編」「通史編」という用語で記す。）とすることが多い。

『資料編』は、その特色をどういう点に求めるか。通史編の執筆補助のツールと考えるか。通史編と資料編とを全く別建てと考えるか一体と考えるかによっても構成は、異なる。資料編は、通史編の補助ツールであるならば、通史編の目次構成に合わせ、引用資料を通史編の中に余り組み込まないことが望ましい。つまり、読者は、資料編を傍らに置いて通史編を読む、常に2冊同時に閲覧するという作業が求められる。別建て資料編は、ひとつの独立した世界を作り出す。そして、史資料は、事実のみを語る。史資料は、直接的にその時その時を語る。大学の事業や業務は、文書によって決定され、動く。まさに、このダイナミズムを表現し得るのは、資料編を置いてほかにない。

資料編は、編成方法によって、書下ろしに依らない方法で自校沿革を語ることになる。

収集した史資料は、資料編として編集することによって自校史体系が明確化できる。昨今のインターネット網は、筆者の想像を超えて社会、世の中に浸透している。もう、インターネットなしには、生活が成り立たない。そうであれば、大学は、自校史の公開方式として放っておくことはできない。体系化した資料集として史資料を閲覧させるか史資料個々を閲覧させるかは、大学それぞれで判断する必要がある。加えて、インターネット公開は、エッセンスのみとするならば、大まかな年表にリンクする形で公開する方法（現在でも見かける）が検索作業をスピーディーにして便利である。

史資料公開は、本格的に実行しようとするならば、その覚悟と投資が伴う。つまり、公開に当たっては、検索アプリとそれに適したデータが必要である。データは、その形式をPDFに求めるのか、XML（SGMLもあるが）などの構造化文書形式に求めるのかでも違いがある。例えば、XMLを利用するとすれば、明治、大正期の旧字には、まだコンピュータに備わるフォントの対応が不十分である。常用漢字表は、徐々にその対象範囲を拡大している。そして、史資料公開は、本でもデータでも同じ「公開」である。加えていえば、印刷向けのフォントがモリサワを中心にイワタ文字やモトヤ文字そして秀英体までも一般市販されている今日この頃である。これらには、多くの旧字フォントが含

まれている。PDFにすれば、どのパソコン（OA端末）でも閲覧可能ということである。